

# パシフィコ・エナジー徳山合同会社「(仮称) 周南市長穂太陽光発電事業 環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和6年6月25日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称) 周南市長穂太陽光発電事業 環境影響評価準備書」について、パシフィコ・エナジー徳山合同会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、山口県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

## (参考) 当該地点の概要

### 1. 計画概要

場 所：山口県周南市長穂地区周辺

原動力の種類：太陽電池

出 力：最大 76,800kW程度（交流）

120,408kW程度（直流）

### 2. これまでの環境影響評価に係る手続

#### <計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和4年 5月31日
環境大臣意見受理	令和4年 8月 8日
経済産業大臣意見発出	令和4年 8月16日

#### <環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和4年10月31日
住民意見の概要等受理	令和5年 1月10日
山口県知事意見受理	令和5年 2月17日
経済産業大臣勧告発出	令和5年 4月11日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和5年11月14日
住民意見の概要等受理	令和6年 1月11日
山口県知事意見受理	令和6年 3月21日
環境大臣意見受理	令和6年 3月29日
経済産業大臣勧告発出	令和6年 6月25日

問い合わせ先：電力安全課 一ノ宮、福井、森江  
電話：03-3501-1742（直通）

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

### (2) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

## 2. 各論

### (1) 廃棄物等について

本事業では、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行い、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（平成30年12月環境省）等を確認し、可能な限りリユースすることにより、廃棄物の発生抑制に努めること。また、やむを得ず廃棄物となるものについては、可能な限りリサイクルするとともに、廃棄する時点における太陽電池発電設備の廃棄に係る諸制度に則り、適正な処理を行う計画とすること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。